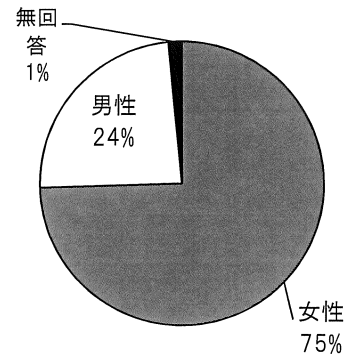


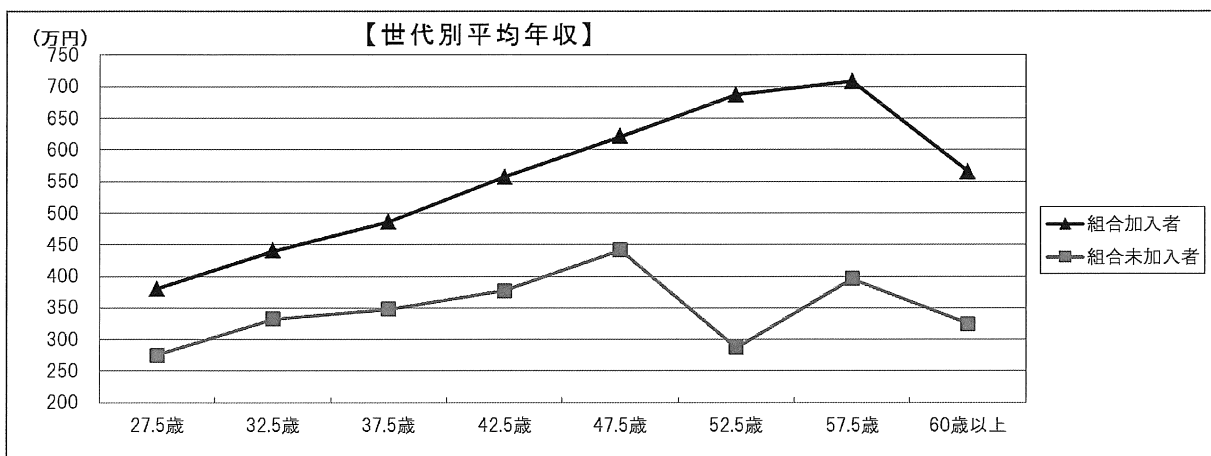
2013春闘アンケート結果報告

今年の春闘アンケートでは、総計267名の方からのご回答をいただきました。みなさま、ご協力ありがとうございました。

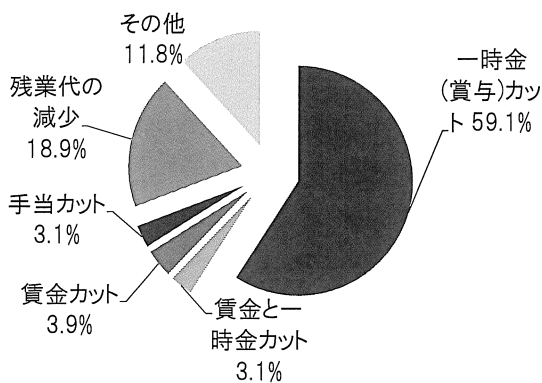
私たち法律会計特許一般労働組合（通称：法会労）では、アンケートに寄せられた声をもとに、日弁連や税理士会等に要請を行っています。この要請を受けて、各会が事務職員の労働条件等の法令遵守について文書を出すなどの成果にもつながっています。



1 賃金について



賃金実態調査を世代別に分けて行い、その世代ごとの平均を出したのが上のグラフです。組合加入者と未加入者で平均年収の分布を比較してみました。



今回のアンケートでは、「年収が前年より減った」と回答した方が全体の37.1%いました。減った理由を見てみると、「一時金(賞与)カット」が全体の62.2%を占めています。今回のアンケートでは、「一時金カットどころか無支給だった」「賃金・一時金だけでなく手当もカットされた」「売上の減少が事務員の給与にも影響を及ぼしている」という声が寄せられました。

法会労では、「一時金(賞与)は賃金の後払い」と位置付けて、毎年要求しています。同時に、職場間格差を無くし、業種内賃金を確立するために組合員自身の生計費調査をもとに練り上げられた「モデル賃金」を軸とした要求活動も行っています。

全労連・全国一般労働組合・東京地方本部 法律会計特許一般労働組合

東京都千代田区鍛冶町 2-9-1 協和ビル4階
 電話 03-3255-9280 fax03-3255-9281
 メール:hokairou@mve.biglobe.ne.jp
<http://www.5a.biglobe.ne.jp/~houkairo/>

2 負担に感じる支出と実際に切り詰めているもの

負担に感じる支出について、1位「税金・社会保険料」、2位「住宅関連費」、3位「子どもの教育費」となっています。そして、実際に切り詰めているものは、1位「趣味・娯楽費」、2位「被服費」、3位「食費」となっています。

賃金、年収のなかで「住宅関連費」、「教育費」の占める割合は高くなっています。その反面、「趣味・娯楽費」、「文化・教養」、「被服費」など生活の質を向上させる部分を切り詰めていることがわかります。

また、毎日の生活に欠かせない「食費」を切り詰めている人も多数派になっています。

現政権は、「アベノミクスで景気回復を」と口当たりのいいことを言っていますが、その影で「税金・社会保険料」の負担が重くされようとしています。既に今年1月には、復興税が導入されていますし、厚生年金保険料は段階的な引き上げが続けられています。消費税も段階的に引き上げられ、2015年10月には税率が10%にまで上がります。これ以上の負担増をさせないために社会・政治に対しても声をあげる必要があります。

【負担に感じる支出】

税金・社会保険料	52.4%
住宅関連費	38.2%
こどもの教育費	13.9%
医療費	12.4%
食費	11.6%

3 改善したい労働条件について

【組合加入者】

1位	賃金の引上げ
2位	人員の増加
3位	有給休暇の完全取得・増加
4位	手当の拡充
5位	リフレッシュ休暇の実施

『改善したい労働条件』について、組合加入者・未加入者ともに「賃金の引き上げ」が共通の要求となっています。その他の特徴を見てみると、組合未加入者では「社会保険への加入」「退職金制度の確立」「定期健康診断の実施」などの要求が上位にあります。

なぜかというところ・・・、組合では賃金引き上げ要求はもちろん、労働条件の改善要求についても経営者に申し入れをしています。その甲斐あって、組合に加入している多くの職場で、それらの制度は確立されています。

【組合未加入者】

1位	賃金の引き上げ
2位	有給休暇の完全取得・増加
3位	社会保険への加入
4位	手当の拡充
5位	人員の増加
	退職金制度の確立
	定期健康診断の実施

★社会保険について

組合加入者の多くの職場で健康保険・厚生年金に入っています。

健康保険・厚生年金は、年々保険料の増額など改悪が続いているものの、退職時の傷病手当金や産前産後出産手当金などの給料保障があるなど、国民健康保険よりは有利なところがあります。

法律関連業種は厚生労働省による社会保険の強制適用事業所から外されていますが、任意加入することができます。なお法会労は、毎年、厚生労働省に申し入れを行い、強制適用事業化を強く訴えています。

★「退職金」について

そもそも、「退職金」は賃金の後払いです。また、長年勤め続けた労働者に対する功労でもあります。定年まで勤めあげ、退職した後の老後の生活費という一面があります。また、途中退職した人にとっては、次の仕事が見つかるまでの生活費にもなる重要な制度です。

しかし、退職金は当然に発生するものではありません。労働協約、就業規則、労働契約などで支給基準が定められている場合は、労基法上の賃金となり、権利としてもらえるのです。まずは退職金制度の確立が重要です。

★「健康診断」について

私たちにとって、『健康』でいることはもっとも重要です。自分の健康状態をチェックするためにも、定期的な健康診断を受診することが必要です。労働安全衛生法同法規則第 44 条では、雇用主は労働者に年 1 回以上健康診断を受診させなければならない、となっています。

なお、私たち労働組合では、独自に年 2 回組合主催の健康診断を実施しています。



★法会労ってなに？★

私たち法律会計特許一般労働組合（略して「法会労」）は、首都圏の法律・税理士（会計）・司法書士・特許事務所など法律・司法関連職場で働く事務労働者でつくっている労働組合です。1960 年の結成以来、安心して働き続けることができ、働きがいのある職場づくりをめざしています。

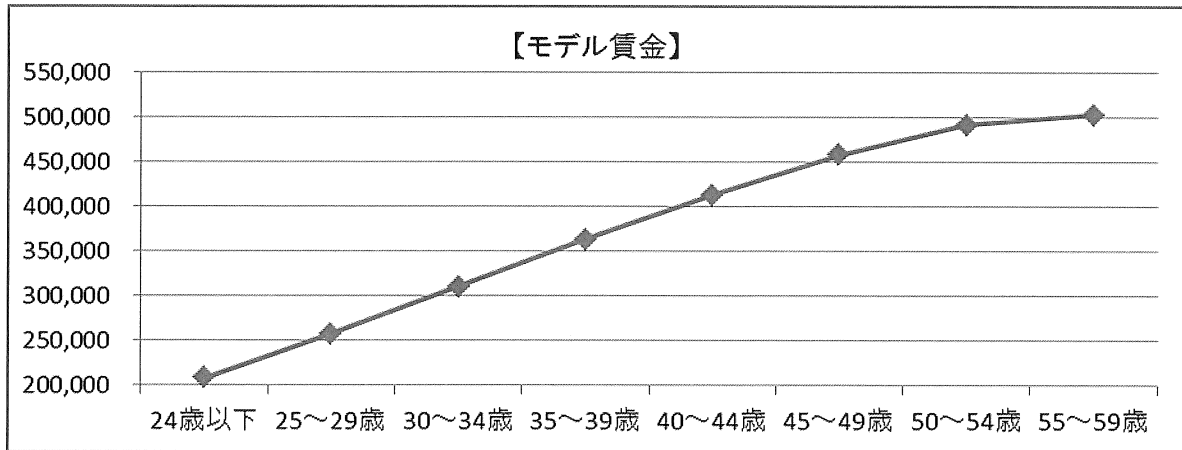
★組合って何するの？★

◎賃上げ・労働条件改善

今回のアンケートにおいて、雇用継続や労働条件切り下げに「不安がある」と回答した人は、実に全体の 78.6%にのぼりました。職場の単位が小さいこの業界だからこそ上げられる不安です。労基法はあるけれど…ひとりでは言いにくいことやあきらめてしまうこともあるのではないのでしょうか。だからこそ労働組合の出番です。1 人では解決しにくいことも、組合として要求することで労使対等に話し合いをすることができます。

春闘時期にはモデル賃金を掲げ経営者に要求書を提出しています。あわせて、子の看護休暇や育児休業の制度確立など労働条件の改善要求をし、交渉を行なっています。





その他の基本要件については法会労のホームページで紹介していますのでご覧ください。

◎事務職員目線で業務研修

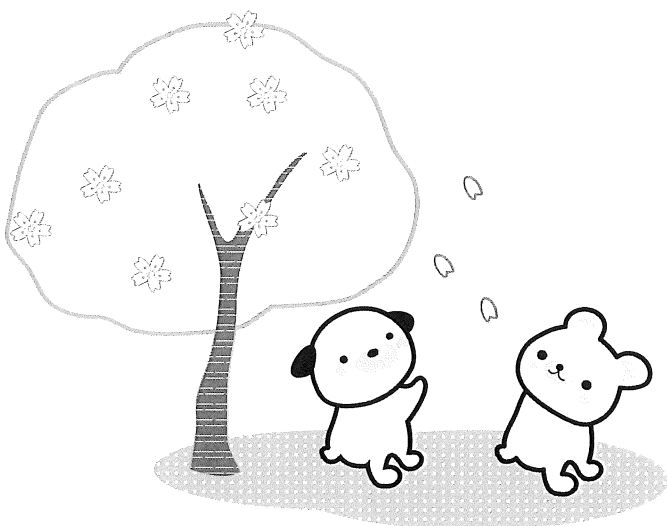
「仕事ができるようになりたい」誰にでもある思いですね。職場内での研修はなかなか実施されないことが多いですよ。法会労では、分会や青年部、女性部ごとに自分たちが学びたいテーマで業務研修会を行なっています。ベテラン事務員や時には弁護士や税理士を講師に、業務研修会を各地で行なっています。組合主催の業研だからこそ、かゆいところにも手が届く、本当に知りたいことが学べると好評です。

◎交流企画も満載

お花見、茶話会、BBQ、ヨガ教室など気軽に参加できる交流会も行なっています。職場の悩みをだしながら、明日もがんばろう！と思える楽しい企画が満載です。

◎要請行動

「法律関連職種で働くからには一定水準の労働条件は守らせよう」と、日弁連、単位会、日本税理士会、厚労省などと毎年懇談を行い、労働者の『声』を届け、労働条件改善のために要請活動を行っています。要請行動では、法律関連職種で働く労働者からのアンケートをまとめて要請文とともにアンケート結果を届けています。



- * 業務研修会・レク企画に遊びに来てください！
- * 困ったことがあったらいつでも相談に来てください！
- * 法会労のHPでも色々な紹介しています！
- * 仕事に役立つメールマガジンも配信していますのでぜひ登録してね！

お待ちしております。